

紫波町指名競争入札心得

平成 4 年 3 月 26 日決裁

平成 8 年 3 月 29 日改正

平成 10 年 6 月 30 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 紫波町において発注する建設工事等に係る指名競争入札を行う場合における入札 その他の取扱いについては、法令に定めるもののほか、この心得に定めるところによるものとする。

(入札等)

第 2 条 入札参加者は、指名通知書、仕様書（金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。）、図面、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

2 入札書は、入札者の氏名を表記し、指定時刻までに入札書及び工事費内訳書を入札函に投入しなければならない。ただし、町から工事内訳書の提出の指示がなかった場合又は第 7 条第 2 項の入札の場合においては、工事費内訳書の投入を省略することができる。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

(入札の辞退)

第 3 条 指名を受けた者は、入札完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっても、入札辞退届（別記様式）を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第 5 条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札の執行を延期し、

又は取りやめることがある。

- 2 入札執行者は、入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認めるときは、当該入札を取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定等)

第7条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、更に2回まで入札を行う。ただし、前項の最低制限価格未満の価格をもって入札した者(すべての入札を行った者が最低制限価格未満の価格をもって入札したときを除く。)については、その後の入札はできないものとする。

- 3 前項の入札及び開札の結果、なお予定価格の制限に達しないときは、入札を打ち切る。

- 4 落札となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

(契約及び工事着手)

第8条 落札者は、契約書を作成する場合において、契約担当者等から交付された契約書の案に基づいて作成し、記名押印の上、落札決定の日から7日以内にこれを町長に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

- 3 工事着手の期限は、契約の日から5日以内とする。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことがある。

- (1) 契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(契約の保証)

第10条 落札者は、契約書の案の提出とともに、次に掲げるうちからいずれか一の書類を提出又は提示しなければならない。ただし、町長が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付に係る領収書
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等に係る有価証券納付書及び現品
- (3) 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
(異議の申立等)

第11条 入札参加者は、入札後、この心得、指名通知書、仕様書、図面、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書に記載する金額)

第12条 入札書に記載する金額は、契約希望金額から消費税相当額を差し引いた後の額とする。